

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（火）午後2時32分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町福祉会館 2階 研修室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 梶市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和5年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。それでは議事に入ります。

今回上程されています議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号について、ご説明いたします。

整理番号は44でございます。

本件は農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は158m²です。

今回、●●●●さんが、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部より控えて法面とし、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようになっています。

雨水については、東側及び南側の側溝へ流し、既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、ないと判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行について行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

自宅の隣の農地に車を停める場合は、この4条の手続きがいるのか。

農地法施行規則第29条による届出が必要です。

転用後の課税はどうなるのか。

許可後、法務局で登記を変えますので、その地目による課税となります。

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第4号、整理番号44は許可と決定します。

続きまして、整理番号45について事務局より説明をお願いします。

整理番号は45でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は19m²です。

- 議長 転用目的は、●●●●さんが墓地として新たに墓を設置するものです。
事務局からの説明が終わりました。
- 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部を石積とするため、土砂が流出しないようになっています。
雨水については、自然透水です。
生活排水については、墓地のためありません。
近隣農地への日照及び通風については、影響はないと判断します。
- 議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
- 転用目的は、個人墓地の建設であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、
許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行について行政
府の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺
の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、
確認した結果、問題がないと判断します。
- 以上です。
- 議長 ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等
ございますか。
- 質問、意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、整理番号45は許可と決定します。
- 続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案第5号について、ご説明いたします。
- 整理番号は42でございます。
- 本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく
申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は204m²です。
- 今回、譲受人の●●さんが自己住宅の建築を目的に申請が行われました。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。

- 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、西側隣接地は申請地よりも高く土砂等の流出についてはありません。また、北側、東側の隣接地については、コンクリート擁壁があるため、土砂の流出はありません。
雨水については、境界内周に排水路及び沈殿枠を設置し、既存水路へ接続します。
生活排水については、公共下水道に接続します。
近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので影響はないと判断します。
- 議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
転用目的は個人住宅の建設であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
以上です。
- 議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)
許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います
(全員挙手)
全員賛成でございますので、整理番号42は許可と決定します。
- 続きまして、整理番号43について、事務局より説明をお願いします。
整理番号は43でございます。
- 本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●です。
申請地は1筆、地目は田、面積は1,069m²です。
今回、譲受人の●●さんが建売住宅建設用地として取得し、建売住宅5棟を建築するため申請が行われました。
- 事務局からの説明が終わりました。
- 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

- 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。隣接地への被害防除計画の内容ですが、北側、東側にはすでにコンクリート擁壁があり、また、南側にL型擁壁を設置する計画のため、土砂の流出はありません。
- 雨水については、境界内に排水路及び沈殿枠を設置し、既存水路へ接続します。
- 生活排水については、公共下水道に接続します。
- 近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないとの判断します。
- 議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
- 転用目的は、住宅建築であり、適当であると考えます。
- 資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関する行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
- 以上です。
- 議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 番 南側の隣接農地の際に側溝があるが、図面で見ると、それを撤去して北側に寄せるのか。
- 事務局 今、入っている角ヒューム管を取り除いて、L型擁壁をした上に水路を設けます。
- 番 L型擁壁の大きさはどのくらいか。南側はL型擁壁の上にフェンスがあるが、北側は前の家より高くなる。断面図で見ると、側溝と隣地の間にいくらか平らな所が残るようになっているが、25cmの側溝を入れたら30cmくらいしか隙間がなくなる。溝掃除等の管理をする人が入れるのか。上にコンクリートを塗らないと草刈ができる。管理できる幅を残すように指導してほしい。
- それと、北側の町道への出入りが即車線へ出入りするようになる。頭から車庫入れするとバックで出るようになり、非常に危険。東の十字路が延伸するとさらに危険が増す。道路のほとりをいくらか残すようにできないのか。
- 事務局 1,000m²を超えるため開発案件になるので、建設の方へ伝えます。
- 議長 その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号43は許可と決定します。

続きまして、整理番号46について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は46でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

賃借人●●●●さん、賃貸人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は畑、面積は計2,007m²です。

今回、賃借人の●●さんが露天駐車場と資材置場の整備を目的に、賃貸借権設定のため申請が行われました。許可後の権利存続年数は20年です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、申請地と隣接地の境界部分より控えて法面とすることで土砂が流出しないようになっています。

雨水については、東側の側溝へ放流します。

生活排水については、露天駐車場と資材置場のためありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場と資材置場のため影響ないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場及び資材置場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行について行政府の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(8名挙手)

賛成多数でございますので、整理番号46は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第4回総会を閉会いたします。